

【資料 1】

会議室等における電子機器の取扱いについて

- 1 会議資料のペーパーレス化の推進及び議員活動の活性化に資するため、本会議場や会議室等の場において、タブレット端末やパソコン等の電子機器を持ち込むことを可能とする。
- 2 持ち込み可能な電子機器は、貸与されたタブレット端末に加え、個人所有のパソコン、タブレット端末等とする。
- 3 使用に当たっては、秦野市議会会議規則（第 153 条（議事妨害の禁止）及び第 156 条（新聞等の閲覧禁止））を遵守する。
- 4 議長又は委員長等は、上記遵守事項に反する場合又はその他会議の運営に支障を来すと判断した場合、電子機器の使用を停止させることができる。

【参考：秦野市議会会議規則】

第 153 条 （議事妨害の禁止）

何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

第 156 条 （新聞等の閲覧禁止）

何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞又は書籍の類を閲読してはならない。

1. 本会議等の運営に関すること							
	項目	経過	提案委員	内容	今回協議	次回以降協議	協議済
①	一般質問の人数に対する日割り	これまでの議運で提案	小菅委員	(1) 各人数の日割り（19人以上の場合を除く）			○
②	予算決算常任委員会の委員長報告の簡略化			(1) 下記③を映像配信することで、委員長報告をさらに簡略化できるのではないか			○
③	定例月会議最終日の予算決算常任委員会の映像配信			(1) 本会議場で行っているため総括質疑と同様、映像を配信			○
④	総括質疑の発言者ごとの映像分割		大塚委員	(1) 一般質問と同様、1人1人映像を分割			○

2. 傍聴に関すること							
	項目	経過	提案委員	内容	今回協議	次回以降協議	協議済
①	傍聴規則の改正	標準市議会傍聴規則が改正		(1) 傍聴券に記載を求める範囲をどこまでにするか（住所・氏名） (2) 傍聴人の定員の例外（減員）規定（感染症の蔓延時など）	○		

3. 本会議場の整備に関すること							
	項目	経過	提案会派等	課題	今回協議	次回以降協議	協議済
①	議場のプロジェクターの更新	9/25代表者会議で提案	創和会・市民クラブ	(1) スクリーンが見えにくい (2) プロジェクターの耐用年数超過		○	
②	議会中継用カメラ及び中継システムの更新		ともにつくる秦野	(1) 映像の解像度が低い (2) 中継システムが鮮明な動画で配信できていない		○	
③	傍聴席天井へのスピーカー設置			(1) 執行部等の声が聞きにくい		○	
④	傍聴席へのモニター設置		無所属	(1) スクリーンが見えにくいと傍聴者からの指摘有 →スクリーンが変更できないならモニター設置はどうか		○	

4. 委員会に関すること

	項目	経過	提案会派	課題	今回協議	次回以降協議	協議済
①	委員会の映像配信	9/25代表者会議で提案	創和会・市民クラブ	(1) 映像配信の必要性を検討		○	

5. その他

	項目	経過	提案委員	内容	今回協議	次回以降協議	協議済
①	本会議場の国旗・市旗の掲揚方法	10/16議運で提案	小山田委員	(1) 平面的な形で掲揚し、常設とする		○	
②	傍聴席最前列の安全性の確保		大塚委員	(1) 傍聴席最前列の柵の上に荷物を置くと落ちてくる危険性がある			○

【資料 2-2】

秦野市議会傍聴規則の改正について

1. 概要

全国市議会議長会の協議結果である標準市議会傍聴規則の改正内容、及び傍聴に係る現状等を踏まえ、本市傍聴規則の改正について検討を行うものです。

2. これまでの協議においての決定事項

(1) 傍聴証（章）の交付について

ア 前回協議時の検討事項

(ア) 報道関係者及び市職員（広報広聴課職員）を対象とした、傍聴証（章）交付の規定を追加するか。

(イ) 交付する場合、有効とする期間は、秦野市議会の会期等に関する条例で定める会期（1月1日から12月31日）とするか、定例日（年4回の定期月会議開催期間）とするか。

(ウ) 交付する傍聴証（章）は、書類形式の「傍聴証」としてよいか。

イ 決定事項

当該会期（1月1日から12月31日）を通じて傍聴を可能とする傍聴証（書類形式）交付の規定を追加する。【新規】

ウ 決定理由等

(ア) 本規定の追加により、報道関係者等の傍聴手続きが明確化される。

(イ) 手続きに係る負担の増加を避けるため、有効とする期間は会期とする。

(2) 傍聴受付票の記載事項（住所及び氏名の記入）について

ア 前回協議時の検討事項

(ア) 住所及び氏名の記入を維持する理由（全国市議会議長会での協議結果）
・傍聴人の自制を促し、傍聴妨害行為の抑止が期待できる。
・開会中に災害等が発生した場合や、遺失物があった場合等において、個人の特定が可能となる。

(イ) 住所及び氏名を記入不要とした市議会の協議結果

・会議公開の原則に資する傍聴阻害要因の除去が期待できる。（議会の傍聴に対する市民のハードルが低くなる。）
・本人確認を行っていない住所及び氏名について、記入の必要性に対して疑問があるもの。
・個人情報の管理が不要となる。

イ 決定事項

傍聴受付票への住所及び氏名の記入要件は維持する。【従来どおり】

ウ 決定理由等

(ア) これまでに傍聴を希望する方から否定的な意見等は受けていないことに加え、傍聴人の自制を促すことが期待できるため。

(イ) 災害発生時や遺失物への対応が可能となるため。

(3) 非常時の傍聴人数の制限について

ア 前回協議時の検討事項

(ア) 今回の標準傍聴規則の改正により、大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延等の非常時において、傍聴人数の制限を可能とする規定が追加されたこと。

(イ) 標準傍聴規則と同様の改正を行った場合は、特別な理由以外は傍聴人数の制限を不可とするため、安易な人数制限が抑止されるが、議長の秩序維持権の裁量が限定されること。

イ 決定事項

傍聴人の定員について、「議長が必要と認める場合は変更可能」とする現在の規定を維持する。【従来どおり】

ウ 決定理由等

議長の持つ秩序維持権の裁量は、現状のとおり必要と考えるため。

(4) 傍聴希望者に対する携帯品の質問等について

ア 前回協議時の検討事項

(ア) 今回の標準傍聴規則の改正において、議長が必要と認める場合は携帯品について質問を可能とするとともに、質問を受けた者が応じないときは入場を禁止可能とする規定が追加されたこと。

(イ) 本市傍聴規則第7条では、「銃器その他危険なものを持っている者」等は傍聴席への入場を禁止しているが、質問権及び質問に応じない場合に入場禁止とする規定はないこと。(改正前の標準傍聴規則と同様)

(ウ) 標準傍聴規則の改正理由は、地方議会には国会では認められている警察権は認められていないため、傍聴人が携帯禁止の物を傍聴席に搬入することを事前に抑止すべく、県及び町村標準傍聴規則と同様に追加すること。

イ 決定事項

標準傍聴規則の改正内容と同様に、議長が必要と認める場合は携帯品について質問を可能とするとともに、質問を受けた者が応じないときは入場を禁止可能とする規定を追加する。【新規】

ウ 決定理由等

(ア) 傍聴人が携帯禁止の物を傍聴席に搬入することの抑止効果が期待できるため。

(イ) 会議を妨害する物を携帯している可能性がある傍聴希望者を退去させる法的根拠が明確となるため。

3. 今回追加で御協議いただきたい事項

(1) 団体傍聴時の名簿の取扱いについて

ア 標準傍聴規則の内容

今回の改正により、団体による傍聴の場合、団体の代表者に対して、会議を傍聴しようとする者の住所及び氏名を記載した名簿の携帯を必要としている。

イ 本市の状況

傍聴受付票へ、団体の名称、代表者の住所及び氏名、並びに傍聴者の人数の記載を求めており、名簿の携帯は不要としている。

ウ 協議事項

団体傍聴時に名簿の携帯を必要とするか。

エ 改正に伴う影響等

(ア) 団体傍聴における個々の傍聴人の特定が可能となる。(2.(2)と同様)

(イ) 団体傍聴時の代表者の負担が増加する。(現在、団体傍聴を行っている自治会、民生委員等の各種団体に対して、参加者の住所及び氏名を記載した名簿の作成を求めることとなり、現在よりも傍聴のハードルが上がる。)

4. 今後の流れ

(1) 現状に沿った表現の見直しについて確認（令和8年1月16日）

(2) 傍聴規則改正案の協議（新旧対照表の提示）（同年2月20日）

(3) 議提議案の確認（同年2月26日）

【資料3】

令和7年度 議会運営委員会 所管事務調査について

1 三重県鈴鹿市

- (1) 調査日時：令和8年1月29日（木）13：30～
(2) 調査項目は以下のとおり

質問事項の提出期限
【12月22日（月）】

調査項目	主な取組内容
<u>①市議会からの提言について</u>	<ul style="list-style-type: none">各常任委員会で、それぞれの所管事務の調査研究を行い、翌年度予算編成及び政策決定の参考とするよう提言平成27年度頃から毎年度実施
<u>②委員会の映像配信について</u>	<ul style="list-style-type: none">委員会等（常任委員会や特別委員会）の会議映像を市議会YouTubeで配信発言取消等があった場合は、当該部分を消音処理して録画映像を配信
<u>③議会報告会について</u>	<ul style="list-style-type: none">令和6年度の議会報告会は、大学生を中心とした若者世代を対象に開催（ワークショップ形式）全議員（24人）が参加し、議長及び作業班班長以外の22人で8班に分かれてワークショップを実施

令和7年度 議会運営委員会 所管事務調査について

2 三重県伊勢市

- (1) 調査日時：令和8年1月30日（金）10：00～
(2) 調査項目は以下のとおり

質問事項の提出期限
【12月22日(月)】

調査項目	主な取組内容
<u>①高校生議会について</u>	<ul style="list-style-type: none">・市政や議会など政治に関心を深めてもらうことを目的に令和元年度から実施・令和7年度は「意見交換会」を中心とした内容に変更して実施
<u>②委員会の映像配信について</u>	<ul style="list-style-type: none">・委員会等（常任委員会や協議会）の会議映像を市議会YouTubeで配信
<u>③オンライン委員会について</u> ※調査項目とはせず必要に応じて質疑対応	<ul style="list-style-type: none">・令和4年度に委員会及び協議会を一部オンラインで実施（1人がオンラインで参加）・接続テストを事前に会派室と自宅で行い、会議用ソフトの検証はZoomのほか、Teamsなどで実施